

宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト補助金公募型選定審査委員会実施要領

1 趣旨

本要領は、宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 4 日施行）第 6 条の規定に基づき、宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金の交付対象者を選定するため、新規性、革新性及び試験的要素が高い先端技術を持つ事業者を選定するために、必要な事項を定める。

2 業者選定方法

提案内容を総合的に審査・評価し、補助金の目的に適した事業者を選定する。

3 参加資格

選定審査委員会に参加できるものは、個人事業者又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、協働事業の場合にあっては、当該事業を実施する複数の団体を代表するものに限る。

- (1) 個人事業者にあっては起業の日までに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録され、法人にあっては市内に本店所在地の法人登記が行われていること。
- (2) 市内に主たる事業所を設置していること。
- (3) 個人事業者にあっては個人事業者の、法人にあっては法人及びその代表者の納期到来分の市税の未納がない者
- (4) 宇佐市暴力団排除条例（平成 23 年宇佐市条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 上記にかかわらず、本事業の目的を達成するため市長が必要と認める団体については、補助金の交付対象とする。

4 参加手続等について

(1) 提出書類

- ① 宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト事業補助金交付申請書 様式第 1 号
- ② 事業計画書 様式第 2 号
- ③ 収支予算書 様式第 3 号
- ④ 企画提案書 任意様式

別紙 1 「企画提案書作成基準」に基づいて作成すること

※ 提出部数 各 1 部

(2) 提出場所

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1
宇佐市役所 総務部 総合政策課 ICT 化推進係
TEL 0978-27-8115 FAX 0978-32-2331
E-mail ict-suisin04@city.usa.lg.jp

- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達証明できるものに限り、必着)
- (4) 提出期限 令和5年8月1日(火) 17時(必着)

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出期限

令和5年7月12日(水)

(2) 提出方法

質問書(任意様式)により、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明できるものに限り、必着)もしくはeメールにて事務局(ict-suisin04@city.usa.lg.jp)へ提出すること。ただしeメールにて提出した場合は、その旨を電話にて連絡すること。

(3) 質問への回答

① 回答期限 令和5年7月14日(金) 17時

② 回答方法 市のホームページに掲載。

7 交付者の選定

(1) 選定方法

選定は、「宇佐市ICT実証実験プロジェクト事業補助金交付選定審査委員会」が行い、交付事業者を選定する。なお、提案内容に応じて複数の交付者を選定する場合がある。

(2) 審査

企画提案書等について、評価基準表を基に審査を行う。

必要に応じて参加者にヒアリングを以下の日程にて実施する。

ヒアリングを実施する場合、該当者へ8月2日(水)17時までに時間と方法を電子メールにて通知する。

・ヒアリング

日時：令和5年8月9日(火) 13:30～15:00※予定

時間：1者につき20分程度

(3) 交付者の決定

審査結果については、令和5年8月10日(木)に文書にて通知する。

8 スケジュール

No.	手 順	時期・期限等	備考
1	公告・実施要領の公表	令和5年7月 4日（火）	
2	質問書提出期限	令和5年7月12日（水）	
3	質問書に対する回答	令和5年7月14日（金）	
4	企画提案書等提出期限	令和5年8月 1日（火）	17時まで
5	審査	令和5年8月 9日（水）	必要に応じてヒアリング実施
6	審査結果の通知	令和5年8月10日（木）	

9 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等があった場合

10 その他留意事項

- (1) 提案にかかる経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の事業者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
- (4) その他不明な点については、宇佐市総務部総合政策課 ICT化推進係に照会すること。
- (5) 選定審査委員会は、1事業者の参加でも成立する。この場合、審査の上適当と認める場合に限り交付者とする。

(別紙1)

宇佐市 I C T 実証実験プロジェクト補助金公募型選定審査
企画提案書作成基準

No.	作成項目	作成基準
1	事業内容	<ul style="list-style-type: none">・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されていること・本市の社会的課題解決、市民生活の質の向上につながること・先駆的、革新的に I C T を利活用した事業であること・将来的に実用化が見込める検証事業であること・地域経済の活性化、産業振興及び生産性向上に寄与することが見込める事業であること・事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性があること
2	予算	<ul style="list-style-type: none">・事業計画の予算規模は適正であること・当該補助金以外にも自主財源の確保をめざしていること
3	実施体制	<ul style="list-style-type: none">・提案を遂行する体制や能力が十分にあること・業務履行期間に実現可能な工程及びスケジュールが明確であること